

## 評議員及び役員等の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京雄心会(以下「法人」という。)の評議員及び役員ならびに評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程でいう評議員とは、定款第五条及び第六条による者をいう。

2 この規程でいう役員とは、定款十六条及び十七による理事および監事をいう。

3 この規程でいう評議員選任・解任委員とは、定款第六条第2項による者をいう。

### (理事会および評議員会の出席による報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときおよび評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬等支払うことができる。

2 交通費の支給は、その実費とする。

### (理事および評議員の報酬等)

第4条 理事が理事会出席以外で法人および施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会以外で法人および施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 交通費の支給は、その実費とする。

### (監事の報酬等)

第5条 監事が法人および施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 交通費の支給は、その実費とする。

### (評議員選任・解任委員の報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員会に外部委員として出席した場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 交通費の支給は、その実費とする。

### (出張旅費)

第7条 役員および評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬および旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実費を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い出張終了後精算することができる。

(報酬の支払い方法)

第8条 第3条から第7条までに規定する報酬、費用等は現金をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(適用除外)

第9条 法人、施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第10条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の承認を経て評議員会の決議を経なければならない。

附則 この規程は、平成17年 4月1日より適用する。

第1回改訂 平成 29年6月19日 ただし、社会福祉法改正に伴う改定のため、それに伴う出席対象者には遡及して支払うこととする。

別表1

名 称	報 酬	交通費
理事会出席報酬等	¥15,000	実費
評議員会出席報酬等	¥10,000	実費
評議員選任・解任委員	¥5,000	実費

※理事及び監事が同日に評議員会と理事会を出席した場合は業務報酬となり、二重に支払うことはない。

別表2

名 称	報 酬	交通費
理事および評議員業務報酬等	¥15,000	実費
監事監査指導報酬等	¥15,000	実費

別表3

旅 費	報 酬	交通費	その他
実 費	20,000円	実費	実 費

附 則

第1回改訂日 平成29年6月19日